

## 平成30年5月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成30年5月7日（月）
- 2 場 所 市役所南別館3階委員会室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後3時30分

5 出席者

児玉教育長、赤松教育長職務代理者、中原委員、濱田委員、岡村委員

その他の出席者

栗山教育部長、武田文化財課課長、矢部都城島津邸館長、後藤美術館長、新宮生涯学習課長、前村学校教育課長、江藤教育総務課長、岡田教育総務課副課長、清水教育総務課主幹、平田教育総務課主査

6 会議録署名委員

赤松委員、濱田委員

7 開 会

○教育長

ただいまから5月定例教育委員会を開催します。どうかよろしく願いいたします。

本日の委員会の終了時間は、16時を予定しております。皆様のご協力をお願いいたします。

8 会議録署名委員の指名

○教育長

本日の会議録の署名委員に都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、濱田委員をお願いいたします。

9 教育長報告

○教育長

それでは続きまして、教育長報告となりますが、報告といたしましては3点ございます。

1点目が、管理職の採用についてでございます。これにつきましては、先の4月26日、南部教育事務所管内教育長会議において提示された数についてご紹介いたします。2つ目が、生徒指導の状況についてということでございます。3つ目が、教職員の訓告についてお話をいたします。

では、1点目でございます。

教職員の採用についてでございますが、県内全域のものについてあらわれてまいりました。まず、小中学校の校長先生の採用人数は、県内で94名ということでございます。昨年が62名でしたので、前年度比でいきますと152%という数が増えているというところでございます。また、教頭先生でございますが、県内で88名採用されました。昨年が65名の昇任ですので、前年度比でいきますと135%の増でございます。毎年このような状況が続くということでもございました。最も多くなる見込みが再来年度になるのではないかと、退職者の数でございますけれども、そういう見込みで今、県教委が動いているところでございます。

ちなみに、都城市でございますが、小学校の校長が16名、中学校の校長が8名、計24名の新しく採用された校長先生方でございます。この24名というのと、先ほど申しました県内全域の94名の校長先生の数ということであれば、約26%を都城市が握っているということでございます。新しく採用された方々の4分の1は都城市に來たということもございますので、割合としては、割と多いのではないかと考えております。また、この先生方に頑張ってもらって、いい学校を作ってもらいたいと思っております。

では続きまして、2点目でございます。

生徒指導の状況につきまして、3月までの統計が出てきておりますので、平成29年度全体について申し

上げたいと思います。

まず、お手元の資料がございますでしょうか。非行等問題が3月中に発生したのが1件、小学校1件でございますが、これは火遊びでございました。花火をやっておりまして、その花火の火が移ってしまったというボヤでございます。幸いにもボヤですんだ状況でございまして、子どもたちに対しても指導がきちりとなされているところでございます。

不登校でございますが、これが平成29年度4月から3月の分になります。小学校で29名、中学校で153名、これにつきましては、かなりの数になってしまったというところでございますけれども、例年大体この数でございます。ただ、良い傾向としては、新規の数がかなり減ってきているということでございますので、この中から中学校3年生が抜けます。その後の数はかなり減るのではないかと、今、係の者が申しているところでございます。ただし、小学校、中学校の今申し上げました数は、病気による不登校も中には含まれているようでございまして、30日以上欠席で不登校と最終的に決定づけられるのはまた後日になるかと思っております。

3番目でございますが、いじめに関するところでございます。いじめの認知件数が3月中でございますけれども、小学校が126件、中学校がゼロ件という状況でございました。これをもって、平成29年度の4月から3月の認知件数と解消数が出てきたわけなのですが、小学校が2,252件、うち解消していることが1,862件、中学校が123件で、うち解消済みが103件、つまりは、小学校において390件が解決できずにまだ継続中であるということ。中学校は20件が継続中であるということでございます。これにつきましては、新しいいじめの規定が変わりまして、いじめが起こってから3ヶ月間は確実に様子を見なければならない。その後、まだ解決していないと思えば、継続してそのほうをずっと観察しなければならないというそういう規定が出てきております。ですので、2月、3月に起こったいじめについては、継続して年を越すということになります。その数が入っていると考えているところでございます。継続して各学校、今、いじめについても頑張っ解消に向けた動きをしているところでございます。

なお、報告事案といたしましては、1件だけ事案は上がってきているのですが、3月の中で出てきております。これにつきましては、2月、3月にかけて個別に対応していたという事案でございます。学年を問わず、小学校の場合は、1年生から6年生までいじめの事案は上がってきているところでございます。

交通事故につきましては、小学校1件、中学校1件でいずれも軽微なものでございますが、自転車事故等校外での歩行中の事故でございました。

続きまして、不審者、声かけ事案ですが、3月中、中学校事案が1件ありまして、臀部を掴まれる実害がありました。これにつきましては、似たような場所で、似たような事案が以前ありましたので、警察のほうもパトロールとか強化してもらっているのですけれども、いまだに犯人であろうという方は挙がってきていない状況でございます。

その他でございます。

学級がうまく機能していない状況で、ある小学校の2年生と4年生が上げられてきておりますが、本年度に入りまして、新しい担任の先生に変わったこともあり、2年生につきましては、今現在3年生になりますけれども、非常に落ち着いてきているところでございます。また、新5年生につきましても、若い男性の教諭がつきまして、非常にいい状況になりつつあるということでございます。また昨年度やっておりました教頭先生におきます少人数指導とか、そういうものも継続しながらやっていっています。今のところ落ち着く方向ではないかと思っております。また注視してまいりたいと思います。

7番目につきましては、都城いじめ防止基本方針の改訂でございます。4月1日付で改訂をしておりますが、現在、各学校での改訂を依頼しているところでございます。6月末までに提出するということですので、これを受けて、いじめに対する基本的な考え方も定まってくるのではないかと思います。

最後に、3番目でございますが、教職員の訓告でございます。

これは、中学校の男性教諭でございますけれども、体罰でございます。平成30年2月28日、2月の末

でございます。5校時に、授業態度について注意をしていたが改善がみられなかった生徒に対して、首を押さえたり、頭部を平手、指先等で2回叩いて、肩を押す行為を行ったということで、本人に文書訓告、そして、管理職である校長先生に口頭訓告を出しております。大変残念な事案なのですが、本人も非常に反省をし、もう二度と起こさないという強い決意を申しましたし、また、この相手のお子さんにつきましても、親ともきちんと話がなされまして、和解をしております。という状況でございました。

以上、教育長の報告でございます。何かご質問等あれば、よろしかったでしょうか。

○中原委員

いじめについての概要の改訂というのは、どのような内容でしょうか。どういうところが加わったのか、削除されたのか、わかりましたら。

○教育長

いじめの定義につきましては、先ほど言いましたように、いじめの解消についての定義といじめそのものの定義についてが、大きく変わりました。

いじめの定義につきましては、個人と個人とか、集団とか、定期的にとか、そういうものが一切抜きになりまして、本人がいじめられたと感じた場合には、いじめと捉えて調査をしなければならないということです。これまでは、仲間同士でやりやっている姿を見たとかいう状況とかあったのですが、そうでもなく、いじめられた側の心情に沿うという形になります。ただ調査をして、お互いに嫌な思いをしているとか、トラブルになっていることも中にはあります。特に、小学校の低学年の場合は多くございますので、そこらへんについても、学校側でも判断していただくようにしています。

それから、いじめの解決については、先ほど申しましたように、3ヶ月間は解決したとはみなさないということです。3ヶ月はずっと追っていかないといけない。そのうちに、3ヶ月経った時に、本人がもういじめられていません、学校に来るのも全然苦痛ではありませんという心情になった時には、解決と認めるというように非常に厳しくなっております。

○赤松委員

先ほどの3番のいじめに関する資料を読ませていただきますと、今、御池小学校がありませんので54校のうち、小学校26校、中学校13校、合計39校というところと8割をちょっと切るぐらいの数のところが、3月中にアンケートをしたということなのですが、学校生活に関する、家庭生活を含めての教育相談みたいなことを毎月、月1ぐらいにされているのだらうと思います。各学校、毎月実施するとか、都城の教育委員会が指導しているとか、そういうことはないのですか。

○教育長

毎月の指導はないです。ただし、このアンケート調査については、やるようにとっておりますので、2月でやったところの学校が非常に多かったようです。ですので、2月、3月どうしても学校が繁忙期に入りますので、そういうところで、2月、3月の間ぐらいでアンケートをやるというのが多かったように思います。

○赤松委員

教員が見ていないところで起こるのがいじめですから、教育相談の時間をしっかりとって、アンケートなりをして集約するのは非常に大事なことだと思えます。徹底的な指導をいただけるとありがたいと思えます。

○教育長

承知いたしました。ありがとうございます。ほかにはございませんでしょうか。

○濱田委員

3番なのですが、いじめの認知件数で、小学校126件になっているのですが、学校ごとに傾向があるのですか。先ほど低学年が多いということをおっしゃいましたが、

○教育長

やはり、小学校は低学年が圧倒的に多ございまして、1、2年生が半数ぐらい占めております。それを考えると、一つはトラブルがいじめと思われがちです。ですから、それを一つひとつ学校側が吟味していかなければならないのですけれども、本人がいじめられたと思えば、アンケートに書いてくれば、いじめとして一旦受け付けをしますので、そして、調査を行いますので、この件数になってしまうということです。

○濱田委員

わかりました。ありがとうございます。

○岡村委員

不登校の傾向ということで、中学校では2年生が62名で最も多いという結果が上がっていますが、3年生は、卒業後の進路について把握されていたら教えていただきたいのですが、3年生の人数と、よろしいでしょうか。

○教育長

今年度の3年生の不登校だった子どもたちの進路ですね。

それについては、また、係のほうにもう一回確認をさせまして、お伝えしたいと思います。ただ、不登校だからといって受験できないとか、受験の妨げになるということはないと思います。ですので、そういうところも含めまして、この子たちの進路ですね。わかりました。

○岡村委員

よろしく願います。ありがとうございます。

○教育長

ほかにありませんでしょうか。

○中原委員

いじめについてなのですが、年度が始まって、ある小学校の保護者会のほうで、家庭訪問でも担任から話があったのですが、いじめがありますと。私、初めて聞いたのです。保護者会のほうでも皆さんの前で発表されたということではあったのですが、それが表現として非常に根深いと。ということはつまり、継続してずっと行われてきたのが、今、6年生まできていると。調査、アンケート、各学校いろいろやっているはずだと。となりますと、校長先生、教頭先生、いろいろと学校のほうで、各クラス、各担任へのお知らせをしているのに、それを行っていない、もしくは素通りしている担任がいる可能性があると思わざるを得ないと。そのことを継続していじめが根深くなってきましたということは、きっと、1年生、2年生ぐらいから始まったことが6年生までずっと、どこかで手を打って解消できた年があったのではなからうかというようなことを少し感じたのです。その表現、非常に根深いと堂々と言われるのは勇気のある発言かなと思ったのですが、非常に、昔からしますと、クラスも少なく、学年を通りこして仲が良い学校だというイメージがあったのですが、実状的には、いわゆるいじめっ子とか、無視される側とか、いじられる側は特定されているようなのです。そこが解決へと向かうような方向ではないと。そこまで分かっている何がじゃあ手がうてないのであろうかと。概略しか聞いておりませんので、そういうことなのですが、そうすると1校だけではないのではなからうかと考えざるを得ないと。そんなことを少し懸念材料として持っておりますので、そのところは確認作業を進めていただきたいと思います。

○教育長

また、学校教育課のほうにも言っておきますので、私自身、その小学校で根深いいじめがあると聞いたのは今が初めてなのです。

○中原委員

私もそのような話は初めてだったので、しかもそれが根深いと。

○教育長

そこが、なかなか理解がちょっと今、できなくて。

わかりました。早急に調査をし、そして、もし必要であれば、全体に網をかぶせて、もう一度このやり方

では駄目じゃないのかというのをやっていかなければと思います。

○中原委員

表現の間違いと信じたのですが。

○教育長

わかりました。ありがとうございます。

## 10 議 事

### 【議案第4号、第5号】

○教育長

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は全体で、報告が9件、議案が6件でございます。

では、議案第4号、第5号を文化財課長から説明をお願いいたします。

○文化財課長

文化財課の武田でございます。今回は2件の議案をお願いいたします。

まずは、議案第4号 都城市文化財保護審議会委員の委嘱についてでございます。

都城市文化財保護審議会は、都城市文化財保護条例第4条に基づき設置されているもので、委員の任期につきましては2年をお願いしているところでございます。今回は、平成30年6月1日から平成32年5月31日までの任期でございます。委員の人数につきましては、都城市文化財保護審議会規則第2条第1項に、審議会は委員10名以内をもって組織するとありますので、今期も10名の方をお願いしたいと考えております。10名のうち8名が再任、2名が新任でございます。新任の方につきましては、前任者からのご紹介をいただいた方でございます。

この10名の方々の専門につきましては、お手元の議案第4号関係資料の備考欄のほうに記載しているところでございます。

なお、今年度は、審議회를2回開催する予定で、1回目が4月末か8月上旬、2回目を12月末か1月中旬に予定しているところでございます。委員名簿につきましては、関係資料をご覧いただきたいと思っております。

次に、議案第5号 都城市都城歴史資料館運営委員会委員の委嘱についてでございます。

都城市都城歴史資料館運営委員会は、都城市都城歴史資料館条例第12条に基づき設置されているもので、こちらも任期は2年で、同じく平成30年6月1日から平成32年5月31日までの任期となっております。委員の人数につきましては、同条例12条第2項で、委員会は5人以内で組織するとなっておりますが、議案第5号の関係資料のとおり、3名の方々を再任ということで委嘱したいと考えております。開催時期は、今のところ決定しておりませんが、今年度1回の開催を予定しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、今の2つの議案につきまして、ご質問等あればよろしくお願い致します。(質疑なし)

それでは、議案第4号、そして、議案第5号につきまして、原案どおり決定いたします。

### 【報告第37号、議案第8号】

○教育長

それでは、続きまして、報告第37号、議案第8号を都城島津邸館長からご説明をお願いいたします。

○都城島津邸館長

島津邸です。よろしくお願い致します。

報告第37号 平成30年度都城島津伝承館企画展「都城地域の近代と後藤家(ごつどん)」の開催要項

を別紙のとおり制定するものでございます。

次のページでございます。

当企画展の開催要項でございますが、展示趣旨は記載のとおりでございますが、展示内容について簡単にご説明申し上げます。

今回のテーマは、テーマに沿って4つのテーマを設けております。

初めに、高城という地域と商家後藤家の歴史についてまず触れます。江戸時代、高城は、高城郷として、薩摩藩の直轄領でございました。郷内には、東目街道が通り、現在の宮崎市へつながってございました。当時の高城郷は、都城市と薩摩藩高岡郷との中間にあたり、商品流通の中継点の町、今で言いますと小さい町として栄えてございました。1989年刊行の高城町史では、後藤家は、穆佐、現宮崎市高岡町から高城へ移ってきたと伝えられております。

次に、物流の中継点でありました後藤家の商家経営について、歴代当主や時代によってどのように変化したかということ資料に基づいて紹介いたします。

続きまして、幕末に後藤家を繁栄させ、家運を高めた8代五市と、明治に入りまして日向の山林王と言われました9代伊左エ門を中心に、西日本まで広がっていった後藤家の海運業や山林経営について紹介をいたします。

最後に、文化庁と宮崎県の補助を得て実施しました後藤家文書資料調査事業の成果の一部を展示いたします。

続きまして、会期でございますが、平成30年6月30日から10月8日まで、実質87日間を予定しております。展示場所は、都城島津伝承館全展示室でございます。

観覧料でございますが、議案第8号で説明いたします。

主な展示物候補の資料でございますが、次ページに資料を載せております。

関連イベントとして、講演会を予定しております。日時、平成30年8月26日、会場は高城生涯学習センターでございます。講師の先生は、東亜大学准教授の馬場晶子さんでございます。馬場晶子先生は、都城市出身でございまして、現在、山口県下関市の東亜大学に勤めていらっしゃいます。

続きまして、議案第8号でございます。

報告第37号で申しあげました都城島津伝承館企画展、平成30年度都城島津伝承館「都城地域の近代と後藤家（ごつどん）」の観覧料の設定でございます。これは、通常の観覧料と同じ一般210円、大学生・高校生160円、中学生以下無料と考えております。かつこ内は20名以上の団体料金でございます。50円引きとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第37号、議案第8号におきまして、ご質問等ある方は挙手をお願いいたします。（質疑なし）

それでは、報告第37号を承認いたしまして、議案第8号を原案のとおり決定いたします。

#### 【報告第36号、議案第6号～第7号】

○教育長

続きまして、報告第36号、議案第6号、第7号を美術館長から説明をいただきます。

○美術館長

よろしく申し上げます。

まず、報告第36号と議案第7号は関連がございますので、合わせてご説明申し上げます。

まず、報告第36号ですが、平成30年度の特別展「平山郁夫展 よみがえるシルクロード」の開催要項

の制定についてでございます。

平成30年度特別展「平山郁夫展 よみがえるシルクロード」については、別紙をご覧ください。タイトルは今、申し上げたとおりです。会期は、10月20日から12月2日までの39日間、前日の19日に開会式と内覧会を開催する予定にしております。

平山郁夫は、東京藝大の学長を務めるなど、日本画家で日本画壇の中でも著名な作家の一人であります。平山郁夫の作品と合わせて、シルクロードに関連した文化財の保護活動なども行っておりますので、そちらの平山郁夫が収集しましたシルクロード関連の文化財とも合わせて展示をしたいと思っております。テレビ宮崎と共催という形で、今、準備をしているところです。

関連事業としまして、文化の日の11月3日に講演会を予定しておりますが、こちらはまだ講師等については交渉中で、まだ詳細については未定でございます。

あわせて、議案第7号 観覧料についてですが、一般の当日券が800円、高大生が600円、フリーパス券を作っております。これは高大・一般も同じで、会期中何回でも観られるという形で1,000円ということにしております。割引につきましては、下のほうに割引の内訳が書いてありますが、前売り券、20名以上の団体、65歳以上の高齢者、障害手帳をお持ちの方、及び教育委員会に付属する関連施設からの回遊となっておりますが、島津邸、歴史資料館などの半券をお持ちの方、昨年度から契約しておりますJAFの会員証を提示された方がそれぞれ200円引きとなります。あと、7、8となっておりますが、特別展の実行委員会のほうでチラシを作成しますが、そのチラシの角に割引券を付けます。そちらとミュージアム回遊パスを作っております、こちらを提示していただいた方については100円引きとなっております。

あと、特別展に合わせた話題づくりというところで、アジアの民俗衣装等を着て来られた方については無料と。最初、ラクダに乗って来た方はさすがに無理だろうということで、昔、こどもの国でラクダの試乗がありましたので、そういった写真をお持ちの方ということで、このあたりは話題づくりというか。前は名前に和田さんがつく方とか、九州がつく方とか、そういうものを入れていたのですが、ちょっと今年は趣向を変えてみようと思っ、て、こういうものを入れております。

特別展関連については以上です。

続きまして、議案第6号 都城市美術展運営実行委員会の委員の委嘱についてです。

委員会設置要項第4条の規定に基づきまして、今年度第65回都城市美術展運営実行委員会委員を委嘱するものです。別紙のほうに委員20名の方のお名前と所属、住所等を添付しております。委員20名のうち、阿部先生から湯地先生までの19名の方はそれぞれ再任でございます。区分のところの再任の確固書きの数字が再任の回数となっております。一番下の大岐嘉二郎先生は、泉ヶ丘高校の美術の先生で、前任者の佐藤先生の後任ということで入っていただきました。開催要項の中では、4部門の絵画、書、工芸、写真というくりはなくしておりますが、なかなか一人ですべての分野を見られる方は少ないので、委員についてはそれぞれの分野の方に入っていただいております。絵画系の方が7名、彫刻の方が7名、書の方が3名、工芸が3名、映像とかコンピュータグラフィックスを扱える方が2名、写真が3名、平面・立体というくりで分けると、平面関係の方が16名、立体の方が6名という分け方になっております。市美展の会期につきましては、9月15日から9月30日を予定して、今、準備をしているところです。市美展の開催要項につきましては、実行委員を委嘱した後に実行委員会を開催いたしまして、その後、また次回以降の定例教育委員会の報告で付議いたします。

以上です。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第36号と議案第6号、そして議案第7号につきまして、ご質問等があればよろしく願います。

○濱田委員

議案第7号ですが、割引に関して、一つは話題づくりということで、非常に面白いことだと思います。65歳以上の高齢者の割引は、本人が例えば保険証を持参するとか、そういうことなのですか。証明書はどうするのですか。

○美術館長

他の美術館や博物館等では、免許証とか、マイナンバーカードとかの証明書を提示することとしているところもあるのですが、うちの場合はそこまで厳格にはしておりませんで、自己申告していただいております。あまり持ってこられていない方もいらっしゃるの、障害者の方も本来は手帳を提示ということが基本なのですが、自己申告でしていただければと思っております。

○濱田委員

JAFの会員証提示がありますが、これはよくありますけれども、JAFとの契約みたいなものがあるわけですか。

○美術館長

JAFとの契約は昨年度の特別展の時に結びまして、その後、協定施設というところで認定をいただいておりますので、JAFの協定施設に入ることによって、JAFの広報紙とか、全国紙のJAFメイトとかに紹介を載せていただけるので、昨年度の福岡とか、遠いところは東京からみえられた方もいらして、広告の効果はかなりあるのではないかと思っております。

○濱田委員

広告の効果ということですが、JAFに広告料を支払うということではないですね。

○美術館長

特に、使用料を納めるとか、手数料を払うとかいうことではないのですが、協定をすることによって、JAFのほうで広告の手助けをしていただけるということにはなっております。

○教育長

ありがとうございます。ほかにはございませんでしょうか。

○中原委員

平山郁夫展に関する事なのですが、図書館のほうと打合せ的なものは何かされる予定はあるのでしょうか。たとえば、新しい図書館ができましたので、平山郁夫展のコーナーを設けてもらうとか、その期間ちょっと美術館で調べたいなと思って図書館に行つてとか何かそういうものは。

○美術館長

新しい図書館とは、平山郁夫展に限らず、美術に関する書籍とか、うちで発行している図録であったり、チラシであったり置いてもらうコーナーを作ってもらうということで、既に準備を始めていただいておりますので、特別展の期間中に関しましては作品を図書館に置いて展示というのはなかなか難しいのですけれども、ポスターであったり、チラシであったり、平山郁夫に関する書籍であったりとかいうのを目立つところに置いてもらうとかは相談していこうと思っております。

○赤松委員

先ほどの障がいのある方に対する入場料が無料ということを証明書等を確認せずにできるというのはいいご配慮だと思うのですが、なかには表面から見て分からない障がいや障害者手帳をお持ちの方がおられるのです。そういう方に対しての言葉がけというのは慎重にされたほうがいいと思います。そういう方は、いろいろなところで、「あなたはどこに障がいがあるの」と言われた経験とかをお持ちですので、周りから見て全然分からない部分での障がいがありになる方も多いのですから、都城市のやり方で私はいいと思うのですが、そういったご配慮が必要なかなと思って、ちょっと意見を言わせていただきました。

○美術館長

障がい者の方の割引については、基本は介助が必要な方で、お一人では見れない方に対して補助をするというのが基本なのですが、普通に日常生活の行動に対して支障のない方については、割引は実際はしないと



というのが一般的なのですが、手帳をお持ちの方についてはすべて割引にするところ、無料にするところは館でいろいろ取り扱いが違うものですから、こちらで特に、見て分からない方については、こちらから特にお声かけするのなかなか難しいので、本人が申告された場合には障がい者割引ということで取り扱いしようとは思っています。

○教育長

本人がたとえば精神障がい者手帳を持ってきて、お見せになった時にはどうぞということになるわけですね。

○美術館長

なかなかこちらから「どこかお悪いのではないですか」という声かけはしにくいですから、手帳とかをお持ちの方はお知らせくださいというような、立札みたいなものはインフォメーションのところに立てますので。

○教育長

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第36号を承認いたしまして、議案第6号、第7号につきまして、原案のとおり可決したいと思います。よろしく願いいたします。

#### 【報告第35号】

○教育長

それでは、報告第35号を生涯学習課長から説明をいただきます。お願いします。

○生涯学習課長

それでは、報告第35号 平成30年度都城市成人式開催要項の制定についてご説明申し上げます。

まず、開催要項をご覧ください。

要項の趣旨といたしましては、成人式を迎えた成年を励まし、社会人として自覚を促すとともに、成年教育の一環として、式開催までのプロジェクトを含め成年が地域づくりの新たな担い手に育つよう機会を創出するものでございます。成人式は15地区別及び県立附属中の17単位でそれぞれ実行委員会を立ち上げていただきまして、原則として、来年1月4日金曜日から14日曜日成人の日までの期間で開催をお願いするものでございます。対象は、生年月日が平成10年4月2日から翌年4月1日までの本市在住または出身者で、毎年地域の特色を活かした企画に取り組んでいただいております。

次ページをご覧ください。

成人式開催の予算ですが、それぞれの単位で162,400円を基本額として、一人当たり600円を加算し、それぞれの実行委員会に委託料をお支払いします。また、4月の実行委員会開催に先立ちまして、新成人とその家族はもちろん、年齢の近い青年層や社会教育関係団体などにもお声かけをして委員を募集して、年数回の会議の中で、日時をはじめ、会場や来賓など、式典の諸事項を確認しながら、成人式の会場設営と当日の運営を進めてまいります。また、駐車場のほか、寒さ対策や喫煙、飲酒についてはそこに記載してあるとおりでございます。

次ページ以降は、ただいまご説明申し上げた実行委員会、予算、年間スケジュールなどについて細かく記載しております。なお、今年の新成人数は約1,700人を見込んでおります。

以上でございます。

○教育長

ありがとうございました、報告第35号につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらよろしくお願い致します。

○岡村委員

今年の成人を1,700名、後ろの参考では対象者数が2,060名で、かなり大幅に減ったのですね。3

00人ぐらい。

○生涯学習課長

そこに参考として載せましたのは、これはあくまで委託料を算出する金額ということで、当然、地元の各学校を卒業した人数というのは把握しておりますし、先ほど申し上げましたように、その後転入されてきた方もここに地区の新成人に参加できるということで、予算上は2,000人で組んでおりますが、実数的には、次のページにも昨年度の開催状況がありますように、昨年が1,661人ということで、実際は対象者数としていただいておりますので、実際には1,700人が実数ではないかと確認できるところでございます。

○濱田委員

毎年、少し課題になるのですけれども、今のやり方がよくないということは全然ないのでけれども、いわゆる転入者の場合、地元の中学校が主な会場になりますが、中学校の思い出は特になく、その人たちも中学校に行ってそこで成人式を受ける。そういう人たちにとって、周りはお互いに同窓生といった感じで交流ができるのですけれども、移り住んできた人に対する特別の配慮をする必要はないかもしれないのですけれども、ちょっと自分が浮いたような気分になるのではないかと気になるところです。

○生涯学習課長

確かに、各地区の中学校単位での出身者でない方も中にはいらっしゃるだろうと思います。ですので、委員からもお話をいただきましたので、各地区の実行委員は、生涯学習課の職員がそれぞれつきますので、その実態等も含めて確認して、次回、来年の開催に向けてお話しいただいた内容を各職員にお伝えし、実数を把握するとともに、何かできることがないか考えたいと思います。

○中原委員

今の濱田先生のご意見にも付随するのですが、今年から泉ヶ丘附属中学校の方々が二十歳を迎えるということで、改めて附属中学校で開催されるということですが、益々、ここ数年来、宮崎市内等々での私立の中学校等々に行かれている方もどんどん増えてくるのではなかろうかということもありますので、今、濱田先生がおっしゃったような、事前の把握等々は中学校単位というよりももっとさかのぼって6年生とか、そういうところもご協力いただくと、よりわかりやすくなるのかということがわかりました。

もう1点は、アンケート等々には確認していなかったと思うのですが、たまたま県議の方から、おそらく妻ヶ丘地区だったと思うのですが、最後に記念撮影をする際に、いろいろ民生委員の方とか、公民館館長さんには入学式、卒業式等々にお呼びになる地域の代表の方々をどう取り扱うのかということをお話しいただきました。

というのが、成人式の時に、記念撮影をする際に、成人よりもその方々のほうが記念撮影の時に非常に取り乱すといいますか、平たく言う時間にくったということで、入学式、卒業式とも管轄が違うのですけれども、お呼びする際に、一括でお呼びするのは失礼ではないかと。いろいろなことを考えると、呼ばなくてもいいのではないかとというような、少し乱暴なご意見も出たのですけれども、そういうところもできる限り、二十歳を迎える実行委員に従うようにご協力くださいということをお申し添えたほうがよろしいのかなと思っておりました。よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長

ご意見としてよろしくお願ひいたします。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第35号につきまして、承認いたします。

【報告第32号～第34号、議案第3号】

○教育長

それでは、報告第32号、第33号、第34号と議案第3号を学校教育課長から説明お願ひします。

## ○学校教育課長

それでは、報告第32号 臨時代理した事務の報告と承認についてです。

本年度、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、そこにあります別紙のとおり委嘱をいたしました。なお、委嘱期間につきましては、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間の委嘱となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第33号 平成30年度都城市小中一貫学力向上指定研究学校におけるコアティーチャーの選任についてです。

本事業は、ご承知のとおり、本市の喫緊の課題である学力の向上を図るために、都城学校教育ビジョンの一つ、優れた知性の研究を重点的に実施するという目的のもと、特に、中学校区の小中学校の全教職員が学力の実態を分析し、中学校3年時に、生徒が巣立つ時の姿を共有した上で、義務教育9年間を見通した主体的な事業改善及び学力向上研究を推進するものでございます。

本年度は昨年度指定研究地区でありました沖水中学校区、祝吉中学校区、高城中学校区、山之口中学校区、高崎中、笛水小中学校区に加えて、新たに小松原中学校区、妻ヶ丘中学校区、五十市中学校区、志和池中、白雲中学校区、中郷中学校区、山田中学校区を指定しまして、それぞれ別紙にございますが、それぞれ教職員を選任いたしましたところでございます。

では、続きまして、報告第34号 都城市音楽大会参加費補助金交付要項の改正についてでございます。

この補助金につきましては、各種音楽大会において、県大会及び九州・全国大会に参加する際の主に楽器運搬に要する経費の一部を補助するものでございます。ただし、代表として、九州大会あるいは全国大会に参加する場合は、楽器運搬費に加えて旅費も補助しております。

今回、この補助金につきまして、都城市において有料自動車道の利用基準が変更になったことから、要項の変更を行いました。なお、具体的な変更点は、横長の改正表をご覧ください。左側が改正前、右側が改正後になるわけですが、左側の改正前、第3条の第3項です。次の各号のいずれかに該当する有料自動車道の通行料は補助金の対象経費としないということで、まず一つが、宮崎県内、鹿児島県内及び八代市より南部の熊本県内に移動する場合。もう一つが、走行区間が30km未満の場合、この2つについて対象としないことにしていたのですが、右側の改正後なのですけれども、市役所本庁舎を起点とした直線距離で、40km以内に位置するインターチェンジ間を利用する場合、有料自動車道の通行料は補助金の対象経費としないと変更いたしました。

なお、右の改正後の附則の部分でございますが、第3項です。この要項に執行日を定めておりませんでしたので、この改正をもとに、第3項を追加いたしました。

報告の3件につきましては以上でございます。

続きまして、議案第3号 平成30年度都城市就学指導員会及び専門委員の委嘱及び任命についてでございます。

本就学指導員会は、就学前の児童・生徒の適正な就学指導に必要な事項を調査・審議するために設置されたものです。別紙の都城市就学指導員会規則をご覧ください。

これの第3条第2項でございます。教育委員会が委嘱または任命する方々は、まず、学識経験者、医師、児童福祉施設保育園等福祉関係施設に勤務する職員、そして、県立特別支援学校、市立小中学校等に勤務する教職員、最後に、全各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるものということで、第4条ですが、任期は2年となっております。

続きまして、お手元の規則の第7条、一番下のところをご覧ください。第7条の第3項でございますが、専門委員会を設置するようになっておりまして、専門委員30人以内をもって組織するとなっております。その裏でございますが、4項、専門委員は次の掲げる者のうちから教育委員会が委嘱または任命するようになっておりまして、まず一つが、県立特別支援学校、そして、市立小中学校の教職員、二つ目が、児童福祉施設・保育園等福祉関係施設に勤務する職員、三つ目が前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者と

いうことで、第5項ですが、任期は2年ということになっております。

以上の規則に基づきまして、別紙でございますが、上段が平成30年度都城市就学指導委員会委員です。下段が就学指導委員会専門委員となっております。

この就学指導委員でございますが、上の就学指導委員会の委員の中では、一番の石山小学校の荒木校長、4番目の石川幸弘教育相談員、適応指導教室の相談員の方です。このお二人の方が新規ということで、今年度、委嘱したいと思っております。それから、下段の専門委員の方々なのですが、まず、12番の東小学校の清川智恵先生なのですけれども、この方が都合が悪くなりまして、同じ東小学校なのですが、児玉宏子先生で、区分が新規ということになります。

今、お手元には20名まで、あと2人追加になりまして、22名ということになりました。その2名の方のお名前をと思ったのですが、資料はこの後お持ちしてよろしいでしょうか。

○教育長

議案第3号につきましては、しばし保留という形にしたいと思っております。

では、その前に報告第32号、第33号、第34号について、ご質問、ご意見等ありましたらよろしくお願いたします。

○濱田委員

報告第33号なのですが、小中一貫学力向上指定研究のコアティーチャーの選任の方法を教えてくださいませんか。

○学校教育課長

選任の方法はございまして、小中学校でそれなりに優れた人といいますか、例えば、学校で研究主任をしたり、いわゆる力のある方をこちらで候補に持っておりまして、その方をお願いする方法を取っております。

○濱田委員

校長先生の推薦とかがあってから教育委員会のほうで選ぶのでしょうか。それとも逆に教育委員会が選んで、その方をお願いするのですか。

○学校教育課長

そうですね。どちらかと言いますと、今、委員がおっしゃった後者のほうだと思うのですが、教育委員会のほうがある程度情報を持っていて、当然、学校の校長先生方と共有させていただいて、最終的にはお願いするという形になります。

○濱田委員

たとえば、コアティーチャーになられた先生のコアティーチャーとしての仕事と、コアティーチャーの名称は、この研究が終わった後にはなくなるのですか。

○学校教育課長

毎年度々中学校区を指定させていただいて、小中一貫学力向上指定研究をさせていただいているのですが、例えば、昨年度、平成29年度に5校区指定して、じゃ本年度はその地区は指定研究としてはないわけで、それで終わるのかと言ったら、そうではなく、昨年度の経験を活かさせていただいて、今年度からもずっと継続していただくという一つの基礎固めを教育委員会が作るということで、実際、事業としては、たとえば、コアティーチャーの方に旅費がついたりとか、お金のものはあるかもしれませんが、実際の学力向上を図る事業としては継続をさせていただいていると、先生方にも伝えてあります。

○濱田委員

ありがとうございます。

○赤松委員

本市の学力向上は、教育長もお考えになってらっしゃるとおり、非常に重要な喫緊の課題ということですが、学校教育課がこういうアイデアを昨年からは出して前向きに取り組まれており、私たち委員も全面的に応援をしていきたいと思っております。ぜひ、こういった方々を中心にして、関係の小中学校が共通の気持ちで学力向上

にあたっていくという意識が醸成されることが一番のねらいだと思うし、それが学力向上につながるのだと思いますので、任命された先生方というのは仕事もあって大変なのでしょうけれども、ぜひ、ご活躍いただいて、いい成果が生まれることを期待したいと思います。

○学校教育課長

ありがとうございます。ぜひ頑張ってくださいように、教育委員会からも励ましたいと思います。

○中原委員

先ほどの音楽大会についてなのですが、最後にご説明いただきました附則のところ、執行が平成33年3月31日までというのは、こういうものなのでしょうか。もしくは平成32年度までというのは何か意味があるのでしょうか。

○学校教育課長

申し訳ありません。きちんとしたことを聞いていなかったです。

○栗山教育部長

役所全体のルールではないのですが、補助金の交付については、ここに書いてありますように、一旦期限を切った形での要綱の整備がルール化されております。その経過が終わりというところになりましたらこのような形でもう一回、再度起案して、財政課等々の決裁をもらった上で、新たにまた制定するというルールになります。

○赤松委員

実質、こういう規定にお変えになったということですので、実質どこあたりに行けば対象になるのですか。今お答えにならなくてもいいのですが、またの機会に。具体的にこのようになったというのをおっしゃってくださるとありがたいです。

○学校教育課長

話題になったのが、宮崎と都城は大丈夫だねという話になったのですが、ようするに、市役所を起点としてコンパスで40km以内のところですので、その区間は対象外ということなので、宮崎とか鹿児島や小林、外側ということになってくるかなと思いますけれども。

○栗山教育部長

財政課が作った地図がありますので、それを見れば一目瞭然です。それは後ほどお配りいたします。

○教育長

後ほど、地図を入手できるということによろしいでしょうか。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、ひとまず報告の部分、第32号、第33号、第34号を承認いたしまして、続いて議案第3号につきまして、ご説明の追加をお願いいたします。

○学校教育課長

補足いたします。

下の専門委員のほうなのですが、12番はお伝えいたしましたが、資料では20名となっております、あと2名追加になりましたので、その2名の方をご紹介します。

まず、名前が新濱ともえさんという方で、所属が志和池中学校の教諭です。右側に順番にいきますが、任命で新規、任期は一番下の方と一緒に、平成30年4月から平成32年3月までの2年間となります。最後のお一方は、名前が西脇眞由美さんです。所属が梅北小学校の教諭です。全く新濱さんと同じで、任命の新規で、平成30年4月から平成32年3月までということになります。

以上、就学指導委員会の委員と就学指導委員会の専門委員のご審議をよろしくをお願いいたします。

○教育長

委員10名、専門委員22名について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。(質疑なし)

それでは、議案第3号につきまして、原案のとおり決定いたします。

【報告第29号～第31号】

○教育長

それでは、報告第29号、第30号、第31号を教育総務課長からご説明いただきます。

○教育総務課長

教育総務課のほうはすべて専決処分した事務についての3つの報告事案でございます。

ではまず、第29号の専決処分 平成30年度都城市教育委員会名義後援、共催についてご説明いたします。

次のページをご覧ください。

名義後援につきましては、平成30年3月27日から4月20日までに総計7件を承認しております。内訳につきましては、学校教育関係3件、生涯学習関係1件、スポーツ関係2件、その他教育総務課で受け付けたもの1件となっております。共催につきましては、今回は申請はございませんでした。

続きまして、報告第30号 平成29年度公文書公開請求と自己情報開示請求の件数の報告でございます。1枚めくってください。

公文書公開請求の件数が合計10件、自己情報の開示請求が3件となっております。

裏面をご覧ください。

それぞれの詳しい情報が掲載されております。

続きまして、報告第31号になります。平成30年度臨時嘱託職員等の配置につきまして、ご報告いたします。

こちらにも次のページをご覧ください。

配置状況の表があると思います。職員数が101名、再任用が14名、嘱託職員247名、パート8名ということで、総計が370名となっております。裏面のほうに、嘱託とパートの255名の内訳が載っております。所管課ごとの人数が載っております。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いします。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第29号から第31号までで、ご質問やご意見等がありましたら、よろしくお願いたします。

○赤松委員

第29号の名義後援のことでお尋ねなのですが、下の3番は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに開催するものを、4月4日に承認しているということですよ。これは申請日がいつなのでしょう。また、さかのぼって承認することがあるのかなと思ってお尋ねします。

○教育総務課長

こちらの申請日が3月9日でした。

○赤松委員

承認されたのはいつなのでしょう。

○教育総務課長

承認をしたのが、ちょうどこの時期、小西教育長職務執行者が教育長として座っていらっしゃいまして、これを一度、教育委員会にお諮りくださいということ。

○教育長

それは、4月の教育委員会ではなかったですか。ですから、承認がもっと後になったのではないですか。

○教育総務課長

そうですね。

○赤松委員

教育委員会は4日でしたね。

承認を4月4日にしたら、少なくともそれ以降ではないと、つじつまが合わないという気がするものだから。

○教育総務課長

こちらさかのぼって承認したのか。そこをちょっと、聞き取りします。

○赤松委員

これが書類として開示を求められたらどうなのでしょう。ほかのものとの関係もあるのであって、確認の意味でお尋ねしました。

それが1点と、もう1点は、こんな理解でいいのか、文書公開請求と開示請求の文言の使い方が、公にぼんと出すものについては公開とか、非公開という文言が使われて、自己情報を見せてくださいという要求に対しては、お見せしますという意味で開示、あるいはお見せしません、部分的にお見せしますよという開示という、そういう文言の使い分けという理解でいいのかなと思って、そこを確認したいなと思ってお尋ねするものです。

○教育総務課長

赤松委員がおっしゃるとおりでございます。すべての情報開示する時は公開という言葉を使って、その中で公開すべきではないものは、黒でマスキングをして、相手方にお渡しするのを部分公開としております。

○教育長

自己情報については開示でいいのですか。

○教育総務課長

はい、結構です。

○赤松委員

公文書については公開。規定でこのようになっているということなのですか。先ほど私がお尋ねしたような理解の仕方でもいいということなのですか。勉強になりました。ありがとうございました。

○教育長

先ほどの件につきましては、どういたしましょうか。きちんと説明をいただければと思います。

○教育総務課長

次回でよろしいでしょうか。

○教育長

では、名義後援につきましては次回回答をもらうという形で、お願いしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

○中原委員

今の赤松先生からのご意見と類似するのですが、自己情報開示請求一覧を見ているのですけれども、どういった理由でこれは見せてくれということなのでしょう。

○教育長

下の段のほうの自己情報開示です。

○中原委員

下の段の3件。

○教育長

下の段の3件の案件につきまして、ざっくりでいいのでお願いします。

○教育総務課長

まず、一覧は、市内の児童の保護者の方からの請求でございました。内容としましては、学校のクラブ活動に関しまして、今、5年生で6つのクラブがございます。その中で、クラブ担当者という方が教諭らしい

のですけれども、この方が4月に学級名簿を提出し、その名簿にクラブ名を記入して、学級担任にお渡しするというので、その際に、氏名入りのゴム印を持って行かれて、そこで、クラブの名簿にゴム印を押されるらしいです。児童・生徒がゴム印を持っていなかったということで、本人は卓球クラブに所属しているのですけれども、それに持ってこなかったものだから、実際の学級担任は気付いてなかったということなのです。その子どもさんが二回目以上の出席簿を点検していたのですけれども、ゴム印がないために、その子どもずっと担任のほうに気付いていなかったということで、担任の方はクラブの時間前になると、「クラブに行きなさい」と言われるみたいです。どこのクラブにも所属していないような状況でしたので、トイレに隠れていたということで、そのことがかなり経って2月ぐらいに分かりまして、その先生も誠実な方みたいで、生徒さんにはちゃんと指導されたみたいなのですけれども、それをお聞きした保護者の方が、実際どういう状況だったのかというのが請求された理由です。

続きまして、2番と3番なのですけれども、両方ともそれぞれ所属されていた学校の指導要録の写し、つまり成績証明書なのですけれども、2番の方は、ご本人が心療内科を受診されたところ、その先生からさらに専門的な病院に受診されたほうがいいですよと言われたということで、その際に、成績証明書が必要になったので、ご本人さんが申請に来られたということです。

3番目なのですけれども、この方は、代理人でお兄様がみえられて申請が上ったのですけれども、こちらは、精神の疾患があり、通院・入院されていたのですけれども、児相のほうからの要請で、療育手帳の申請をしてくださいということで、その際にも成績証明書が必要だということで、お兄さんが代理で来られたということです。

以上です。

○中原委員

わかりました。ありがとうございました。

○教育長

ほかにはございませんでしょうか。

○濱田委員

公文書の公開請求ですけれども、いろいろな請求の目的があると思うのですが、クレームに関するものがありますか。

○教育総務課長

今こちらのほうに載っております入札関係の分は、落とせなかった業者からではなくて、実際、落札した業者が今後のために、参考にされるとか、あとは、たとえば、10番のAEDの入札結果ですけれども、こちらは入札参加者以外でメーカーの方がどういう形で落札されるのかの条件を把握したいということであり、すべてがすべて、クレームにつながるような案件ではございません。

○濱田委員

クレームになるのもあるのですか。

○教育総務課長

前年度はいろいろございました。

○濱田委員

ありがとうございます。

○教育長

クレームが高じて情報公開請求されるという場合もありますし、いろいろそういうところもありますが、法的にしっかりした役所なので、対応を講じるわけなのですけれども、その決定内容のところ、部分公開とかありますけれども、ほとんど、黒塗りで、一応こういふのがありますよという形でお出しするものもあれば、あまり消さずに出せるのもございます。

ほかにはございませんでしょうか。



○岡村委員

部分公開の部分の基準というものは何か教えていただければありがたいと思います。

○教育長

では、公文書公開の部分につきまして。

○教育総務課長

規約等を持ってまいります。

○栗山教育部長

簡単に言うと、市長部局にも同じような規定があって、その規定の中に、たとえば、個人の情報につながるような項目であるとか、そういったところは公表ができないというのが基本的にありますので、そういった部分をよくある黒く塗り潰したような形で公開をせずに、部分的な公開になっていくというところが一番多いものの一つだったと思います。

○教育長

なるべく公開をする方向ではあるのですけれども、個人情報が含まれている場合には、黒塗りになってしまうということです。

○岡村委員

ありがとうございます。

○教育長

ほかにはありませんか。

○教育総務課長

教育長、こういう形のもので。

○教育長

ああいう形になっています。

これは、個人情報全部乗っかっているものですから、これはこういう文書がありますよという形で開示するしかないのです。実際にちゃんと手元にありますということでお出ししています。

ほかにございませんでしょうか。

では、報告第29号から第31号を承認いたします。

ありがとうございました。

## 11 その他

○6月定例教育委員会日程について

日程 平成30年5月31日(木) 13:30から

会場 市役所南別館3階 第2会議室

○7月定例教育委員会日程について

日程 平成30年7月4日(木) 13:30から

会場 市役所南別館3階 委員会室

以上で、5月の定例教育委員会を終了いたします。